

# 燕市信用保証料補給の拡充について

議案 番号	42	資料 番号	1
商工振興課			

## 1. 制度概要及び拡充内容

- 新潟県セーフティネット資金のうち、経営支援枠に係る融資については、経済情勢等の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対して必要な資金を供給し、企業経営の安定と向上に資することを目的としています。
- 市では、市内の中小企業者等が金融機関から融資を受ける際に、新潟県信用保証協会から信用保証を受けた場合、その信用保証料の一部又は全部に相当する額を補給し、利用者の負担軽減を図っております。中東情勢等の影響に鑑み、令和8年7月1日から令和9年3月31日まで、その補給率を引き上げることで利用者のさらなる負担軽減を図り、企業経営の安定化に取り組みます。

新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）			信用保証料補給（市制度）		
補給対象制度	融資対象者	融資限度額	保証付融資金額	補給率	
				現行	拡充後
■第1項 セーフティネット保証 5号対応要件	・セーフティネット保証5号（業況の悪化している業種）の認定を受けた者	5,000万円	・200万円以下	100%	100%
			・200万円超500万円以下	50%	<b>75%</b>
■第5項 売上・利益減少要件	・ある一定期間の売上高、利益率等が前年同期比で同じか又は減少した者		・500万円超1,000万円以下	30%	<b>50%</b>
■第6項 物価高騰等対策特別要件	・セーフティネット保証4号（突発的災害の発生に起因する売上高等の減少）、5号のいずれかの認定を受けた者 ・ある一定期間の売上高、利益率等が一定程度減少している者	1億円 ※借換可	・5,000万円以下	50%	<b>75%</b>

## 2. 算出根拠

令和7年度の補給実績及び令和8年度の利用状況（今回拡充する県セーフティネット資金のみ）を踏まえて、拡充後の補給率を適用して所要額を試算。

補給対象制度	補給対象額（見込）	拡充割合（差）	所要額
第1項・第5項要件	200万円	25%	50万円
	125万円	20%	25万円
第6項要件	4,500万円	25%	1,125万円
<b>合計</b>	<b>4,825万円</b>	-	<b>1,200万円</b>

## 信用保証協会によるセーフティネット保証5号（不況業種）の追加指定について

- セーフティネット保証5号は、**不況業種に対して通常の保証限度額2.8億円とは別枠で2.8億円で中小企業の債務の保証**を行う制度。
- 7月の指定に向けた定例調査（1～3月の影響）に加え、**中東情勢の影響を反映するため、臨時調査（3～5月の影響）**も併せて実施。
- 今回の両調査を踏まえた7月指定について、指定業種は、全業種（1,169業種）のうち、これまで指定されていなかった建築工事業等を含む**583業種**となる。（4月指定は520業種）
- 7月1日の指定に先立ち、**6月11日より全国の信用保証協会において事前相談の受付を開始。**

### 新たに指定される業種（一例）

- 建築工事業
- 木造建築工事業
- コンクリートブロック工事業
- 印刷業
- 農薬製造業 等

### 今後のスケジュール

